

70~74歳の方の医療費のご案内

医療機関や薬局に支払う医療費は、所得状況に応じた健康保険の負担割合と、

1か月あたり(1日~末日まで)の自己負担限度額が決められています（高額療養費制度）。

加入している医療保険から『限度額適用認定証（限度額適用認定・標準負担額減額認定証）』の交付を受けることで、窓口での支払いをそれぞれの所得区分の自己負担限度額に留めることができます。

＜マイナ保険証をお持ちの方＞

カードリーダー読み取り時に限度額情報の提供に同意をすることで『認定証』の手続きは不要です。

＜健康保険証(資格確認証)を利用の方＞

一部の所得区分の方は手続きが必要です。手続きは裏面をご確認ください。

※オンライン資格確認を導入していない医療機関を利用する方も含みます。

■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

負 担 割 合	所得区分	自己負担限度額		
		外　来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	多數該當 ※1
3 割	現役並み所得 III (標準報酬月額が83万円以上の方)	252,600円 + (医療費-842,000円) ×1%		140,100円
	現役並み所得 II (標準報酬月額が53万円~79万円の方)	167,400円 + (医療費-558,000円) ×1%		93,000円
	現役並み所得 I (標準報酬月額が28万円~50万円の方)	80,100円 + (医療費-267,000円) ×1%		44,400円
2 割 ・ 1 割	一般	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円	44,400円
	低所得 II (住民税非課税の方)	8,000円	24,600円	
	低所得 I (年金年収80万円以下など)	8,000円	15,000円	

※1 多数該当：過去1年以内に同じ世帯（同一被保険者）で、3回以上高額療養費に該当した場合には、4回目からは自己負担額が引き下げとなります。所得区分「一般」の外来での高額療養費に該当した回数は含まれません。

■ 自己負担限度額の対象外になるもの

・ 入院時の食事代

所得の区分	1食あたりの食事代	
一般	510円	
非住民税 課税	低所得Ⅱ	90日までの入院…240円 90日を超える入院…190円
	低所得Ⅰ	110円

- ・ 難病医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は1食300円です。
- ・ 低所得Ⅰ・Ⅱの方は左表と同様です。
- ・ 療養病床に入院時は、一部異なります。

- ・ 診断書等の文書料
- ・ 差額ベッド代
- ・ レンタル代（病衣・タオル・日用品など）
- ・ 保険適用外の診療
- ・ 居住費
- ・ おむつ代

など

■ 『限度額適用認定証』の手続きについて

健康保険証（資格確認証）を利用する方で一部の所得区分の方は『認定証』の交付手続きが必要です。

現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方は『限度額適用認定証』、住民税非課税世帯の方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けることで、窓口での支払いをそれぞれの所得区分の自己負担限度額に留めることができます。

申請窓口：

国民健康保険 : お住まいの区市町村の国民健康保険の担当課

全国健康保険協会（協会けんぽ） : 全国健康保険協会の各都道府県支部

健康保険組合・共済組合など : 健康保険組合・共済組合など

必要なもの：

申請書、健康保険証の写し（有効期限内の健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認証の写し、またはマイナポータルの資格情報画面もしくはダウンロードしたPDF）など

※申請に必要な書類等は各申請窓口にご確認ください。

■ その他

- ・ 受診者・医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別計算）に、1か月（1日～末日まで）に支払った保険診療の自己負担分が、高額療養費制度の対象になります。
- ・ 『限度額適用認定証』の手続きが間に合わず窓口で医療費の支払いをした場合、後日、自己負担限度額を超えた分を払い戻す手続きができます。その際は、領収証と振込口座が分かるものが必要です。
- ・ 『限度額適用認定証』は申請した月の1日から有効となります。有効期限がある場合は、必要に応じて更新手続きが必要です。
- ・ 同一の健康保険に加入している方は、すべての医療費を合計することができる場合があります。たとえば「同じ月に複数回受診している」「複数の医療機関を受診している」「院外薬局で薬の処方がある」などです。合計した金額が、その月の自己負担限度額を超えた場合は、後日払い戻す手続きができます。
- ・ 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。

制度についての詳細は、当院中央棟1階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」
または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）